

四半期報告書

(第7期第3四半期)

自 平成23年9月1日
至 平成23年11月30日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

第7期第3四半期（自平成23年9月1日 至平成23年11月30日）

四半期報告書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、平成24年1月12日に提出したデータに目次及び頁を付して作成したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

目 次

	頁
表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5
第3 設備の状況	7
第4 提出会社の状況	8
1 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	23
(4) ライツプランの内容	23
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	23
(6) 大株主の状況	23
(7) 議決権の状況	23
2 株価の推移	24
3 役員の状況	24
第5 経理の状況	25
1 四半期連結財務諸表	26
(1) 四半期連結貸借対照表	26
(2) 四半期連結損益計算書	28
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	30
2 その他	42
第二部 提出会社の保証会社等の情報	43
 [四半期レビュー報告書]	 45

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年1月12日
【四半期会計期間】	第7期第3四半期（自平成23年9月1日 至平成23年11月30日）
【会社名】	株式会社セブン&アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村田 紀敏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03) 6238-3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 清水 明彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03) 6238-3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 清水 明彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 第3四半期 連結累計期間	第7期 第3四半期 連結累計期間	第6期 第3四半期 連結会計期間	第7期 第3四半期 連結会計期間	第6期
会計期間	自平成22年 3月1日 至平成22年 11月30日	自平成23年 3月1日 至平成23年 11月30日	自平成22年 9月1日 至平成22年 11月30日	自平成23年 9月1日 至平成23年 11月30日	自平成22年 3月1日 至平成23年 2月28日
営業収益 (百万円)	3,825,557	3,548,480	1,266,384	1,191,239	5,119,739
経常利益 (百万円)	176,188	217,253	56,777	66,375	242,907
四半期(当期)純利益(百万円)	90,220	83,656	27,792	30,866	111,961
純資産額 (百万円)	—	—	1,763,221	1,803,658	1,776,512
総資産額 (百万円)	—	—	3,672,103	3,947,448	3,732,111
1株当たり純資産額 (円)	—	—	1,910.58	1,939.71	1,927.09
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	101.56	94.69	31.11	34.94	126.21
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	101.52	94.64	31.10	34.91	126.15
自己資本比率 (%)	—	—	46.0	43.4	45.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	230,975	389,074	—	—	310,527
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△238,816	△335,366	—	—	△312,081
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△38,291	△30,138	—	—	△56,258
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	—	—	668,742	677,267	656,747
従業員数 (名)	—	—	51,674	52,692	50,765

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 営業収益には消費税等(消費税および地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数（名）	52,692 [84,505]
---------	-----------------

(注) 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数（名）	396 [22]
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

- (1) 生産及び受注の状況
該当事項はありません。

(2) 仕入の状況

当第3四半期連結会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高（百万円）	前年同期比（%）
コンビニエンスストア事業	253,933	82.4
スーパーストア事業	353,062	98.1
百貨店事業	167,496	99.2
フードサービス事業	6,325	101.6
金融関連事業	1,621	129.8
その他の事業	2,748	81.4
計	785,186	92.6

- (注) 1 上記仕入実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売の状況

当第3四半期連結会計期間における売上実績（営業収益のうちの売上高）をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高（百万円）	前年同期比（%）
コンビニエンスストア事業	289,464	71.4
スーパーストア事業	467,192	99.2
百貨店事業	211,809	98.9
フードサービス事業	18,700	100.7
金融関連事業	1,843	111.3
その他の事業	4,386	95.1
計	993,396	89.1

- (注) 1 米国連結子会社の7-Eleven, Inc. は、従来、フランチャイジーによる売上高を同社の財務諸表に含めて認識しておりましたが、コンビニエンスストア事業における会計処理の整合性を考慮し、第1四半期連結会計期間より、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識する会計処理に変更しております。
2 当社の連結子会社であります株式会社セブン-イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc. のチェーン全店売上高は、それぞれ832,856百万円、439,604百万円であります。上表コンビニエンスストア事業の売上高には、これらのうち自営店売上高のみが含まれております。なお、加盟店売上高（チェーン全店売上高から自営店売上高を差引いた金額）を加えた場合、上表合計金額は、1,983,694百万円になります。
3 上記売上実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。
4 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループに関する財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析・検討内容は、原則として四半期連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中における将来に関する事項は、第3四半期報告書提出日において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における小売業を取り巻く環境は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響を受け一時的に弱含みとなったものの、個人消費全般は緩やかな回復傾向が続いております。しかしながら今後の景気動向は、円高や欧州の債務危機などの影響から依然として不透明な状況にあります。

このような環境の中、当第3四半期連結会計期間における営業収益は、北米のコンビニエンスストア事業における営業収益の計上方法の変更などにより1,191,239百万円（前年同期比94.1%）となりました。営業利益は、スーパーストア事業と国内コンビニエンスストア事業の増益により66,029百万円（前年同期比117.0%）、経常利益は、66,375百万円（前年同期比116.9%）、四半期純利益は、30,866百万円（前年同期比111.1%）となりました。

当第3四半期連結会計期間のセグメントの営業概況は以下のとおりであります。

① コンビニエンスストア事業

国内におきましては、株式会社セブン-イレブン・ジャパンが平成23年11月末時点で39都道府県において13,685店舗（前連結会計年度末比453店舗増）を展開しております。店舗面では節電対応の強化を目的として、店内照明や店頭誘導看板のLED化を進めました。販売面では、質の高いファスト・フード商品の開発に引き続き注力するとともに、グループのプライベートブランド商品「セブンプレミアム」や惣菜、野菜といった食卓でのニーズが高い商品の品揃えを強化いたしました。更に、この商品政策をより一層効果的に推進することを目的にチルド商品用の新型什器を導入するなど、「近くて便利」なお店の実現に向けた売場づくりに努めました。これらの取り組みに加えて増税に伴うタバコの売上伸長により、当第3四半期連結会計期間の既存店売上高伸び率は前年を大幅に上回って推移いたしました。なお、自営店と加盟店の売上を合計した国内チェーン全店売上高は、832,856百万円（前年同期比111.2%）となりました。

北米におきましては、7-Eleven, Inc. が平成23年9月末時点でフランチャイズ店の5,264店舗（前連結会計年度末比200店舗増）を含む7,048店舗（同438店舗増）を展開しております。店舗面では新規出店に加え、積極的な店舗網の拡大を図りました。販売面ではファスト・フード商品やプライベートブランド商品の開発及び販売に引き続き注力いたしました。これらの取り組みに加えてタバコの売上が伸長したことにより、ドルベースの米国既存店商品売上高伸び率は前年を上回りました。なお、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上高は、為替の円高影響はあったものの主にガソリン単価の伸長により、439,604百万円（前年同期比116.0%）となりました。

中国におきましては、セブン-イレブン北京有限公司が平成23年9月末時点で121店舗（前連結会計年度末比21店舗増）を展開しており、108店舗は北京市内にて、13店舗は天津市内にてそれぞれ運営しております。また、セブン-イレブン成都有限公司は平成23年9月末までに25店舗を出店いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間のコンビニエンスストア事業の営業収益は、7-Eleven, Inc. における営業収益の計上方法の変更により、448,337百万円（前年同期比85.6%）となりましたが、営業利益は57,159百万円（前年同期比105.6%）となりました。

② スーパーストア事業

国内の総合スーパーにおきましては、株式会社イトーヨーカ堂が平成23年11月末時点で172店舗（前連結会計年度末比2店舗増）を運営しております。衣料品分野では、プライベートブランド商品の開発・販売を強化するとともに、商品の価値を訴求するためにメディアを活用したプロモーションを推進いたしました。食品分野では、安心・安全な商品を提供するとともに、上質な商品の品揃えの強化に努めました。既存店売上高伸び率は昨年実施した大型セールを抑制したことなどにより前年割れとなりましたが、値下げロスの低減などにより収益性は大幅に改善いたしました。

国内の食品スーパーにおきましては、平成23年11月末時点で株式会社ヨークベニマルが東北地方を中心に174店舗（前連結会計年度末比4店舗増）、株式会社ヨークマートが首都圏に69店舗（同4店舗増）を運営しております。株式会社ヨークベニマルでは震災後の一日も早い地域の復興に向けて全社一丸となって邁進しております。また、食品分野では「セブンプレミアム」の販売に注力するとともに、お客様のご来店頻度を高めることを目的として生鮮食品における更なる品質と価格の強化に努めました。衣料品及び住居関連分野では、被災地の復興に必要な商品の品揃えを拡充し、既存店売上高伸び率は前年を上回りました。

中国におきましては、平成23年9月末時点で北京市に総合スーパー8店舗と食品スーパー1店舗、四川省成都市に総合スーパー4店舗をそれぞれ展開しております。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間のスーパーストア事業における営業収益は476,923百万円（前年同期比99.4%）、営業利益は757百万円（前年同期は2,083百万円の営業損失）となりました。

③ 百貨店事業

百貨店事業におきましては、最大の基幹店舗である西武池袋本店における店舗改装の効果を最大化するとともに、改装の成功事例を他の基幹店舗へ波及する取り組みを進めました。また、ポイントカードの制度変更をしたことに合わせて積極的なキャンペーンを実施し、新規顧客の獲得と既存のカード会員様の利便性向上に注力いたしました。当第3四半期連結会計期間における既存店売上高伸び率は概ね前年を上回って推移しました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の百貨店事業における営業収益は215,227百万円（前年同期比98.9%）、745百万円の営業損失となりました。

④ フードサービス事業

レストラン事業部門の既存店売上高伸び率は、当第3四半期連結会計期間においては主力アイテムのメニュー強化や接客力の向上による既存店舗の活性化により、前年を上回りました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間のフードサービス事業における営業収益は19,052百万円（前年同期比100.6%）、647百万円の営業損失となりました。

⑤ 金融関連事業

株式会社セブン銀行におきましては、平成23年11月末時点のATM設置台数が16,145台（前連結会計年度末比789台増）まで拡大いたしました。主に法改正に伴う貸金業提携先のキャッシング取引件数の減少により、当第3四半期連結累計期間中の1日1台当たり平均利用件数につきましては113.2件（前年同期差1.0件減）となりました。一方、「nanaco（ナナコ）」の発行総件数は約1,572万件（前連結会計年度末比約287万件増）となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の金融関連事業における営業収益は33,121百万円（前年同期比124.2%）、営業利益は9,144百万円（前年同期比130.5%）となりました。

⑥ その他の事業

当第3四半期連結会計期間のその他の事業における営業収益は11,973百万円（前年同期比128.5%）、営業利益は238百万円（前年同期は881百万円の営業損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末に比べ103,377百万円減少し677,267百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得た資金は28,246百万円（前年同期は28,505百万円の支出）となりました。これは、税金等調整前四半期純利益が6,045百万円増加したことに加え、銀行業におけるコールローンおよびコールマネーの純増減により、48,400百万円増加したことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用した資金は、71,451百万円（前年同期比48.3%）となりました。これは、主に西武池袋本店の取得などによる有形固定資産および無形固定資産の取得による支出が、それぞれ81,504百万円、59,470百万円減少した一方、投資有価証券の取得による支出が31,989百万円増加したこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動に使用した資金は、56,809百万円（前年同期比250.6%）となりました。これは、主に株式会社ごう・西武等における長期借入金の返済による支出が39,171百万円増加したことなどによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備計画の完了

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設等の完了は、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都他	コンビニエンスストア事業	店舗新設・改装、ソフトウェア等	17,883	平成23年9月～平成23年11月
7-Eleven, Inc.	米国テキサス州	コンビニエンスストア事業	店舗新設・改装、ソフトウェア等	26,848	平成23年7月～平成23年9月
株式会社イトーヨーカ堂	イトーヨーカドー 食品館倉敷店 岡山県倉敷市	スーパーストア事業	店舗新設	648	平成23年11月
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	東京都他	フードサービス事業	店舗新設・改装等	251	平成23年9月～平成23年11月
株式会社セブン銀行	東京都他	金融関連事業	A T M等	2,668	平成23年9月～平成23年11月

なお、当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設等の計画はありません。

重要な設備の新設等

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,500,000,000
計	4,500,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成23年11月30日）	提出日現在 発行数（株） （平成24年1月12日）	上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	886,441,983	886,441,983	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	886,441,983	886,441,983	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成24年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成20年5月22日開催の定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 （平成23年11月30日）
新株予約権の数（個）	159
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	15,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年5月1日 至 平成40年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,070 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第1回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成20年5月22日開催の定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数（個）	660
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	66,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月7日 至 平成50年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,113 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が「第2回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年5月28日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数（個）	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	24,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年2月28日 至 平成41年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,045 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。
- 対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
- また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。
- 2 資本組入額
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
- (4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。
- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
- 上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が「第3回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年5月28日開催の定時株主総会および同日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数（個）	1,002
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	100,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年2月28日 至 平成51年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,111 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
- (4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。
- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
 新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
 なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が「第4回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成22年5月27日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数（個）	211
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	21,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成23年2月28日 至 平成42年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,850 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - (3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
 - (4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。
 - (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第5回新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
 新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
 なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が「第5回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成22年5月27日開催の定時株主総会および平成22年6月15日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数（個）	959
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	95,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成23年2月28日 至 平成52年7月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,689 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - (3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合(組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない。)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
 - (4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。
 - (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第6回新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。)による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
 - ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ③ 新株予約権者が「第6回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成23年6月14日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数（個）	259
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	25,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成24年2月29日 至 平成43年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,889 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第7回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第7回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第8回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成23年5月26日開催の定時株主総会および平成23年6月14日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数（個）	1,280
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	128,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成24年2月29日 至 平成53年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,853 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第8回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第8回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年9月1日～ 平成23年11月30日	—	886,441	—	50,000	—	875,496

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成23年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,910,900	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 49,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 882,761,400	8,827,614	—
単元未満株式	普通株式 719,983	—	—
発行済株式総数	886,441,983	—	—
総株主の議決権	—	8,827,614	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株含まれております。

なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数12個が含まれております。

②【自己株式等】

平成23年11月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	東京都千代田区 二番町8番地8	2,910,900	—	2,910,900	0.33
(相互保有株式) プライムデリカ株式会社	神奈川県相模原 市南区麻溝台1 丁目7番1号	5,800	38,900	44,700	0.01
(相互保有株式) アイング株式会社	東京都千代田区 麴町二丁目14番 地	—	5,000	5,000	0.00
計	—	2,916,700	43,900	2,960,600	0.33

(注) プライムデリカ株式会社およびアイング株式会社の「他人名義所有株式数」欄には、「セブン&アイ取引先持株会」(東京都千代田区二番町8番地8)名義の株式のうち、同社の持分残高に係る単元部分をそれぞれ記載しております。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	2,328	2,150	2,157	2,263	2,288	2,238	2,250	2,308	2,185
最低(円)	1,755	1,970	2,003	2,111	2,179	1,973	2,018	2,056	2,045

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの執行役員の異動は、次のとおりであります。

新任執行役員

役名	職名	氏名	就任年月日
執行役員	広報センター シニアオフィサー	山口 公義	平成23年6月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）および前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）および前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表ならびに当第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	537,533	654,833
受取手形及び売掛金	299,992	122,411
営業貸付金	73,667	60,269
有価証券	159,025	26,534
商品及び製品	164,773	158,511
仕掛品	664	32
原材料及び貯蔵品	2,334	2,567
前払費用	31,828	31,109
繰延税金資産	34,281	30,875
その他	257,013	323,098
貸倒引当金	△5,374	△3,650
流動資産合計	1,555,739	1,406,594
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	549,246	519,957
工具、器具及び備品（純額）	118,875	122,610
土地	591,127	581,185
リース資産（純額）	18,896	12,754
建設仮勘定	16,451	9,640
その他（純額）	3,760	1,675
有形固定資産合計	* 1,298,358	* 1,247,823
無形固定資産		
のれん	185,818	172,186
ソフトウェア	31,933	34,050
その他	117,844	118,418
無形固定資産合計	335,596	324,655
投資その他の資産		
投資有価証券	216,998	227,371
長期貸付金	17,956	18,675
前払年金費用	7,520	9,978
差入保証金	414,736	418,585
建設協力金	8,414	8,743
繰延税金資産	40,896	20,717
その他	57,062	55,356
貸倒引当金	△6,265	△6,450
投資その他の資産合計	757,319	752,979
固定資産合計	2,391,275	2,325,459
繰延資産		
創立費	47	58
開業費	387	—
繰延資産合計	434	58
資産合計	3,947,448	3,732,111

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	352,248	284,795
短期借入金	136,600	108,330
1年内返済予定の長期借入金	52,895	127,187
1年内償還予定の社債	46,000	36,100
未払法人税等	37,903	51,007
未払費用	99,244	75,300
預り金	117,678	138,527
販売促進引当金	17,636	16,261
賞与引当金	4,456	13,685
役員賞与引当金	188	301
商品券回収損引当金	1,622	2,544
災害損失引当金	1,916	—
銀行業における預金	296,394	275,696
その他	291,512	218,991
流動負債合計	1,456,299	1,348,728
固定負債		
社債	253,976	263,973
長期借入金	241,624	177,225
コマーシャル・ペーパー	—	8,177
繰延税金負債	38,794	35,955
退職給付引当金	3,418	3,356
役員退職慰労引当金	2,151	2,292
長期預り金	55,705	56,048
資産除去債務	42,282	—
その他	49,538	59,840
固定負債合計	687,491	606,871
負債合計	2,143,790	1,955,599
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	526,893	526,899
利益剰余金	1,266,648	1,234,204
自己株式	△7,209	△7,320
株主資本合計	1,836,332	1,803,783
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,130	3,226
繰延ヘッジ損益	△1	△328
為替換算調整勘定	△124,712	△104,167
評価・換算差額等合計	△122,583	△101,268
新株予約権	1,222	981
少数株主持分	88,686	73,016
純資産合計	1,803,658	1,776,512
負債純資産合計	3,947,448	3,732,111

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
営業収益	3,825,557	3,548,480
売上高	3,379,155	2,967,711
売上原価	2,508,928	2,277,732
売上総利益	870,227	689,979
その他の営業収入	※1 446,402	※1 580,769
営業総利益	1,316,629	1,270,748
販売費及び一般管理費	※2 1,140,877	※2 1,054,531
営業利益	175,752	216,216
営業外収益		
受取利息	3,932	3,732
持分法による投資利益	1,405	1,667
その他	3,216	2,369
営業外収益合計	8,554	7,768
営業外費用		
支払利息	3,908	3,206
社債利息	1,789	2,149
その他	2,419	1,375
営業外費用合計	8,117	6,731
経常利益	176,188	217,253
特別利益		
固定資産売却益	414	897
在外子会社の会計方針変更に伴う修正益	—	4,548
投資有価証券売却益	140	—
受贈益	7,000	—
匿名組合清算益	8,305	—
地区再開発事業補助金収入	3,590	—
その他	1,209	1,511
特別利益合計	20,660	6,957
特別損失		
固定資産廃棄損	5,215	4,135
減損損失	14,296	6,829
災害による損失	—	※3 24,540
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	22,500
その他	8,081	3,016
特別損失合計	27,594	61,023
税金等調整前四半期純利益	169,253	163,188
法人税、住民税及び事業税	77,027	89,584
法人税等調整額	△4,979	△18,138
法人税等合計	72,048	71,445
少数株主損益調整前四半期純利益	—	91,742
少数株主利益	6,985	8,085
四半期純利益	90,220	83,656

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
営業収益	1,266,384	1,191,239
売上高	1,115,529	993,396
売上原価	823,890	765,545
売上総利益	291,639	227,851
その他の営業収入	*1 150,854	*1 197,842
営業総利益	442,493	425,693
販売費及び一般管理費	*2 386,074	*2 359,663
営業利益	56,419	66,029
営業外収益		
受取利息	1,344	1,216
持分法による投資利益	652	391
その他	656	719
営業外収益合計	2,654	2,326
営業外費用		
支払利息	1,286	981
社債利息	709	709
その他	299	289
営業外費用合計	2,296	1,981
経常利益	56,777	66,375
特別利益		
固定資産売却益	173	419
匿名組合清算益	8,305	—
地区再開発事業補助金収入	3,590	—
その他	49	20
特別利益合計	12,119	440
特別損失		
固定資産廃棄損	1,603	1,499
減損損失	9,961	3,086
その他	3,337	2,190
特別損失合計	14,902	6,775
税金等調整前四半期純利益	53,994	60,039
法人税、住民税及び事業税	23,575	28,330
法人税等調整額	674	△1,907
法人税等合計	24,249	26,422
少数株主損益調整前四半期純利益	—	33,617
少数株主利益	1,952	2,751
四半期純利益	27,792	30,866

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	169,253	163,188
減価償却費	97,588	102,196
減損損失	14,296	6,829
受取利息	△3,932	△3,732
支払利息及び社債利息	5,698	5,355
持分法による投資損益 (△は益)	△1,405	△1,667
固定資産売却益	△414	△897
固定資産廃棄損	5,215	4,135
在外子会社の会計方針変更に伴う修正益	—	△4,548
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	22,500
匿名組合清算益	△8,305	—
地区再開発事業補助金収入	△3,590	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△32,477	△41,782
営業貸付金の増減額 (△は増加)	3,336	7,675
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△16,922	△26,109
仕入債務の増減額 (△は減少)	51,336	69,827
預り金の増減額 (△は減少)	△19,241	△8,979
銀行業における借入金の純増減 (△は減少)	△10,700	△7,200
銀行業における預金の純増減 (△は減少)	19,948	20,698
銀行業におけるコールローンの純増減 (△は増加)	△24,000	72,000
銀行業におけるコールマネーの純増減 (△は減少)	△51,600	25,200
ATM未決済資金の純増減 (△は増加)	71,068	△184
その他	43,306	82,487
小計	308,460	486,994
利息及び配当金の受取額	2,485	2,248
利息の支払額	△5,805	△5,520
法人税等の支払額	△74,165	△94,647
営業活動によるキャッシュ・フロー	230,975	389,074

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△199,139	△154,473
有形固定資産の売却による収入	2,890	3,591
無形固定資産の取得による支出	△70,225	△8,406
投資有価証券の取得による支出	△194,141	△153,692
投資有価証券の売却による収入	204,542	155,972
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△18,279
貸付けによる支出	△401	△190
貸付金の回収による収入	1,095	861
差入保証金の差入による支出	△20,182	△16,489
差入保証金の回収による収入	30,297	22,917
預り保証金の受入による収入	4,957	4,453
預り保証金の返還による支出	△3,538	△4,533
子会社の自己株式の取得による支出	△772	—
匿名組合清算による収入	8,305	—
地区再開発事業補助金による収入	1,045	2,545
事業承継による支出	—	※2 △135,794
事業取得による支出	—	△33,579
定期預金の預入による支出	△5,066	△6,018
譲渡性預金の預入による支出	△45,000	—
定期預金の払戻による収入	12,698	10,323
譲渡性預金の払戻による収入	40,000	—
その他	△6,180	△4,574
投資活動によるキャッシュ・フロー	△238,816	△335,366
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△6,100	35,234
長期借入れによる収入	28,844	109,059
長期借入金の返済による支出	△46,422	△118,513
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	276,762	273,382
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△278,819	△270,221
社債の発行による収入	109,624	—
社債の償還による支出	△20,385	△100
自己株式の取得による支出	△47,284	△7
配当金の支払額	△49,745	△50,952
少数株主からの払込みによる収入	—	222
少数株主への配当金の支払額	△2,123	△2,017
その他	△2,643	△6,222
財務活動によるキャッシュ・フロー	△38,291	△30,138
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,445	△3,049
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△48,577	20,520
現金及び現金同等物の期首残高	717,320	656,747
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 668,742	※1 677,267

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間において株式会社セブンCSカードサービスの株式を取得したこと、第2四半期連結会計期間において7-Eleven, Inc. がWFI Group, Inc. の株式を取得したことに伴い、同社の子会社を含め、連結子会社が4社増加しております。 また、当社の連結子会社である株式会社セブン&アイ・フィナンシャル・グループ、株式会社セブン・キャッシュワークスの両社は、平成23年3月1日付で当社の連結子会社である株式会社SEキャピタルを存続会社とする吸収合併により解散したため、連結の範囲から除外しております。なお、株式会社SEキャピタルは同日付で株式会社セブン・フィナンシャルサービスに商号変更しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 86社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法適用関連会社の変更 当第3四半期連結会計期間において、株式会社近商ストアの株式を取得したため、持分法適用関連会社が1社増加しております。 (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 19社
3. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益は1,366百万円、税金等調整前四半期純利益は23,867百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は33,233百万円であります。 (2) 企業結合に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。 これに伴い、連結子会社の資産および負債の評価方法について、部分時価評価法から全面時価評価法へ変更しております。 この変更による損益への影響はありません。 (3) 7-Eleven, Inc. におけるフランチャイズに係る会計処理の変更について 米国連結子会社の7-Eleven, Inc. は、従来、フランチャイジーによる売上高、売上原価、販管費を同社の財務諸表に含めて認識しておりましたが、コンビニエンスストア事業における会計処理の整合性を考慮し、第1四半期連結会計期間より、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識する会計処理に変更しております。 この変更により、営業収益は394,915百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益への影響はありません。

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)</p>
	<p>(4) 7-Eleven, Inc. におけるたな卸資産の評価方法の変更について 米国連結子会社の7-Eleven, Inc. は、たな卸資産の評価方法について、従来、後入先出法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より、先入先出法（ガソリンは総平均法）に変更しております。 これは、最近の大幅な価格変動により、たな卸資産の連結貸借対照表計上額と時価の乖離が顕著になっており、価格変動を連結貸借対照表計上額に反映させ財政状態を適切に表示するためであります。 この変更により、4,548百万円を特別利益に計上し、税金等調整前四半期純利益は同額増加しております。</p>

【表示方法の変更】

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)</p>
(四半期連結損益計算書)	<p>1 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 2 特別利益の「投資有価証券売却益」は当第3四半期連結累計期間において、金額の重要性が乏しくなったため「その他」に含めております。なお、当第3四半期連結累計期間の「その他」に含まれている「投資有価証券売却益」は0百万円であります。</p>

	<p>当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)</p>
(四半期連結貸借対照表)	<p>前連結会計年度まで、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました7-Eleven, Inc. の「資産除去債務」は、第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」等を適用したことにより、区分掲記することとしました。なお、前連結会計年度末の固定負債の「その他」に計上されていた7-Eleven, Inc. の「資産除去債務」は7,056百万円であります。</p>
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
1. たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
(重要な繰延資産の処理方法)	
開業費	5年間(定額)で償却しております。ただし、金額的に重要性がない場合は、支出時に費用として計上しております。
(重要な引当金の計上基準)	
災害損失引当金	東日本大震災により被害を受けた建物、設備等の原状回復に要する費用等に備えるため、当第3四半期連結会計期間末における当該損失見積額を計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 1,262,561百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 1,227,077百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)																																		
<p>※1 株式会社セブン-イレブン・ジャパンの加盟店からの収入331,285百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高は2,132,944百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>宣伝装飾費</td> <td>78,141百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与・賞与</td> <td>292,674百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>4,104百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>12,566百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>195,980百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>93,313百万円</td> </tr> </table> <p>3</p>	宣伝装飾費	78,141百万円	従業員給与・賞与	292,674百万円	賞与引当金繰入額	4,104百万円	退職給付費用	12,566百万円	地代家賃	195,980百万円	減価償却費	93,313百万円	<p>※1 株式会社セブン-イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc. の加盟店からの収入362,385百万円、90,135百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高はそれぞれ2,402,551百万円、504,721百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>宣伝装飾費</td> <td>86,188百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与・賞与</td> <td>287,106百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>4,418百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>13,085百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>192,119百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>97,798百万円</td> </tr> </table> <p>※3 災害による損失は、東日本大震災に関連する損失であり、内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>商品の滅失等</td> <td>4,398百万円</td> </tr> <tr> <td>建物・設備等の滅失および原状回復費用等</td> <td>12,288百万円</td> </tr> <tr> <td>営業停止期間中の固定費</td> <td>4,394百万円</td> </tr> <tr> <td>その他復旧等に係る費用</td> <td>3,459百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24,540百万円</td> </tr> </table> <p>上記金額には、災害損失引当金繰入額1,916百万円を含んでおります。</p>	宣伝装飾費	86,188百万円	従業員給与・賞与	287,106百万円	賞与引当金繰入額	4,418百万円	退職給付費用	13,085百万円	地代家賃	192,119百万円	減価償却費	97,798百万円	商品の滅失等	4,398百万円	建物・設備等の滅失および原状回復費用等	12,288百万円	営業停止期間中の固定費	4,394百万円	その他復旧等に係る費用	3,459百万円	計	24,540百万円
宣伝装飾費	78,141百万円																																		
従業員給与・賞与	292,674百万円																																		
賞与引当金繰入額	4,104百万円																																		
退職給付費用	12,566百万円																																		
地代家賃	195,980百万円																																		
減価償却費	93,313百万円																																		
宣伝装飾費	86,188百万円																																		
従業員給与・賞与	287,106百万円																																		
賞与引当金繰入額	4,418百万円																																		
退職給付費用	13,085百万円																																		
地代家賃	192,119百万円																																		
減価償却費	97,798百万円																																		
商品の滅失等	4,398百万円																																		
建物・設備等の滅失および原状回復費用等	12,288百万円																																		
営業停止期間中の固定費	4,394百万円																																		
その他復旧等に係る費用	3,459百万円																																		
計	24,540百万円																																		

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)																								
<p>※1 株式会社セブン-イレブン・ジャパンの加盟店からの収入112,613百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高は722,176百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>宣伝装飾費</td> <td>28,233百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与・賞与</td> <td>93,644百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>4,104百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>4,145百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>64,349百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>32,538百万円</td> </tr> </table>	宣伝装飾費	28,233百万円	従業員給与・賞与	93,644百万円	賞与引当金繰入額	4,104百万円	退職給付費用	4,145百万円	地代家賃	64,349百万円	減価償却費	32,538百万円	<p>※1 株式会社セブン-イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc. の加盟店からの収入122,211百万円、32,048百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高はそれぞれ810,363百万円、179,314百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>宣伝装飾費</td> <td>32,107百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与・賞与</td> <td>93,030百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>4,418百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>4,328百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>64,779百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>33,993百万円</td> </tr> </table>	宣伝装飾費	32,107百万円	従業員給与・賞与	93,030百万円	賞与引当金繰入額	4,418百万円	退職給付費用	4,328百万円	地代家賃	64,779百万円	減価償却費	33,993百万円
宣伝装飾費	28,233百万円																								
従業員給与・賞与	93,644百万円																								
賞与引当金繰入額	4,104百万円																								
退職給付費用	4,145百万円																								
地代家賃	64,349百万円																								
減価償却費	32,538百万円																								
宣伝装飾費	32,107百万円																								
従業員給与・賞与	93,030百万円																								
賞与引当金繰入額	4,418百万円																								
退職給付費用	4,328百万円																								
地代家賃	64,779百万円																								
減価償却費	33,993百万円																								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年11月30日現在) (百万円) 現金及び預金 557,347 有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 137,000 預入期間が3か月を超える 定期預金および譲渡性預金 Δ 25,605 <hr/> 現金及び現金同等物 668,742 2 _____	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年11月30日現在) (百万円) 現金及び預金 537,533 有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 159,000 預入期間が3か月を超える 定期預金および譲渡性預金 Δ 19,266 <hr/> 現金及び現金同等物 677,267 ※2 当第3四半期連結累計期間の「事業承継による支出」は、株式会社セブンCSカードサービスによる株式会社クレディセゾンからの事業承継対価の支払いであります。

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 886,441千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,934千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高

親会社 1,001百万円

連結子会社 220百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月26日 定時株主総会	普通株式	25,621	29	平成23年2月28日	平成23年5月27日	利益剰余金
平成23年10月4日 取締役会	普通株式	25,622	29	平成23年8月31日	平成23年11月15日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日）

	コンビニエンスストア (百万円)	スーパー ストア (百万円)	百貨店 (百万円)	フード サービス (百万円)	金融関連 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益									
営業収益									
(1) 外部顧客に対する 営業収益	523,478	477,554	217,256	18,697	23,150	6,245	1,266,384	—	1,266,384
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	128	2,401	436	243	3,527	3,075	9,813	(9,813)	—
計	523,607	479,955	217,693	18,941	26,677	9,321	1,276,197	(9,813)	1,266,384
営業利益又は 営業損失(△)	54,140	△2,083	△1,069	△613	7,007	△881	56,499	(80)	56,419

前第3四半期連結累計期間（自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日）

	コンビニエンスストア (百万円)	スーパー ストア (百万円)	百貨店 (百万円)	フード サービス (百万円)	金融関連 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益									
営業収益									
(1) 外部顧客に対する 営業収益	1,555,218	1,460,974	660,183	59,877	70,986	18,317	3,825,557	—	3,825,557
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	417	6,274	710	724	10,406	7,200	25,732	(25,732)	—
計	1,555,636	1,467,248	660,893	60,602	81,392	25,517	3,851,290	(25,732)	3,825,557
営業利益又は 営業損失(△)	156,645	1,370	△2,120	△313	22,113	△1,348	176,346	(594)	175,752

(注) 1 事業の区分は、提供する商品とサービスおよび販売形態により区分しております。

2 各事業区分の主な内容

- | | |
|------------------|--|
| (1) コンビニエンスストア事業 | セブン-イレブンの名称による直営方式およびフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア |
| (2) スーパーストア事業 | 総合スーパー、食品スーパー、専門店等 |
| (3) 百貨店事業 | 株式会社そごう・西武を中心とした百貨店事業 |
| (4) フードサービス事業 | レストラン事業、コントラクトフード事業（社員食堂、病院、学校などにおける給食サービスの受託）、ファストフード事業 |
| (5) 金融関連事業 | 銀行、クレジットカード、リース等 |
| (6) その他の事業 | IT事業、サービス等 |

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益						
営業収益						
(1) 外部顧客に対する 営業収益	866,037	381,189	19,157	1,266,384	—	1,266,384
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	117	823	—	941	(941)	—
計	866,154	382,013	19,157	1,267,325	(941)	1,266,384
営業利益	45,514	10,729	187	56,431	(12)	56,419

前第3四半期連結累計期間（自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益						
営業収益						
(1) 外部顧客に対する 営業収益	2,629,444	1,132,234	63,879	3,825,557	—	3,825,557
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	322	2,196	—	2,518	(2,518)	—
計	2,629,766	1,134,430	63,879	3,828,076	(2,518)	3,825,557
営業利益	151,219	23,146	1,364	175,731	20	175,752

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する国は、中国であります。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日）

	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	合計 (百万円)
I 海外営業収益	381,189	19,157	400,346
II 連結営業収益	—	—	1,266,384
III 連結営業収益に占める 海外営業収益の割合 (%)	30.1	1.5	31.6

前第3四半期連結累計期間（自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日）

	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	合計 (百万円)
I 海外営業収益	1,132,234	63,879	1,196,113
II 連結営業収益	—	—	3,825,557
III 連結営業収益に占める 海外営業収益の割合 (%)	29.6	1.7	31.3

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する国は、中国であります。

3 海外営業収益は、連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高およびその他の営業収入の合計額であります。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは持株会社体制の下、提供する商品とサービスおよび販売形態により各事業会社を分類し、「コンビニエンスストア事業」、「スーパーストア事業」、「百貨店事業」、「フードサービス事業」、「金融関連事業」、「その他の事業」を報告セグメントとしております。

「コンビニエンスストア事業」は、セブン-イレブンの名称による直営方式およびフランチャイズ方式によるコンビニエンスストアを運営しております。「スーパーストア事業」は、総合スーパー、食品スーパー、専門店等を運営しております。「百貨店事業」は、株式会社そごう・西武を中心とした百貨店事業を行っております。「フードサービス事業」は、レストラン事業、コントラクトフード事業（社員食堂、病院、学校などにおける給食サービスの受託）、ファストフード事業を行っております。「金融関連事業」は、銀行業、クレジットカード事業、リース事業等を行っております。「その他の事業」は、IT事業、サービス事業等を行っております。

2 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成23年3月1日 至平成23年11月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	コンビニ エンス ストア 事業	スーパー ストア 事業	百貨店 事業	フード サービス 事業	金融関連 事業	その他の 事業			
営業収益									
外部顧客への 営業収益	1,283,845	1,457,512	646,250	57,394	84,135	19,342	3,548,480	—	3,548,480
セグメント間の 内部営業収益 又は振替高	411	7,742	875	734	12,557	15,716	38,038	△38,038	—
計	1,284,257	1,465,255	647,125	58,129	96,693	35,059	3,586,519	△38,038	3,548,480
セグメント利益又は 損失 (△)	166,998	21,805	1,467	△336	25,437	1,369	216,742	△525	216,216

(注) 1 セグメント利益又は損失 (△) の調整額△525百万円は、セグメント間取引消去および全社費用であります。

2 セグメント利益又は損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自平成23年9月1日 至平成23年11月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	コンビニ エンス ストア 事業	スーパー ストア 事業	百貨店 事業	フード サービス 事業	金融関連 事業	その他の 事業			
営業収益									
外部顧客への営業収益	448,203	474,054	214,939	18,820	28,637	6,584	1,191,239	—	1,191,239
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	133	2,868	288	231	4,483	5,389	13,396	△13,396	—
計	448,337	476,923	215,227	19,052	33,121	11,973	1,204,635	△13,396	1,191,239
セグメント利益又は 損失 (△)	57,159	757	△745	△647	9,144	238	65,907	122	66,029

(注) 1 セグメント利益又は損失 (△) の調整額122百万円は、セグメント間取引消去および全社費用であります。

2 セグメント利益又は損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

- 3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
重要な影響を及ぼすものではありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(参考情報)

所在地別の営業収益および営業利益は以下のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)

(単位:百万円)

	日本	北米	その他の地域	計	消去	連結
営業収益						
外部顧客に対する営業収益	2,640,971	842,188	65,321	3,548,480	—	3,548,480
所在地間の内部営業収益 又は振替高	326	85	—	411	△411	—
計	2,641,297	842,274	65,321	3,548,892	△411	3,548,480
営業利益	191,275	23,162	1,760	216,198	18	216,216

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する国は、中国であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)		前連結会計年度末 (平成23年2月28日)	
1株当たり純資産額	1,939.71円	1株当たり純資産額	1,927.09円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	101.56円	1株当たり四半期純利益金額	94.69円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	101.52円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	94.64円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	90,220	83,656
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	90,220	83,656
期中平均株式数(千株)	888,328	883,496
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	3	5
(うち少数株主利益)	(3)	(5)
普通株式増加数(千株)	317	430

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	31.11円	1株当たり四半期純利益金額	34.94円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	31.10円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	34.91円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	27,792	30,866
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	27,792	30,866
期中平均株式数(千株)	893,208	883,509
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	1	2
(うち少数株主利益)	(1)	(2)
普通株式増加数(千株)	373	476

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年10月4日開催の取締役会におきまして、第7期の中間配当を行うことについて次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………25,622百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………29円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成23年11月15日

(注) 平成23年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年1月13日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 輝夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 秋洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永井 勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年1月12日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 輝夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 秋洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永井 勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社の平成23年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。
- 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、米国連結子会社の7-Eleven, Inc. は、従来、フランチャイジーによる売上高、売上原価、販管費を同社の財務諸表に含めて認識していたが、第1四半期連結会計期間より、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識する会計処理に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。